

令和4年

寒河江市農業委員会第10回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第 1 0 回総会

日 時 令和4年10月25日（火）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1 番 鈴 木 浩 之	2 番 土 田 彦 雄	3 番 渡 辺 裕 之
4 番 新 宮 しのぶ	5 番 眞 木 早百合	6 番 奥 山 浩 二
7 番 芳 賀 宏	8 番 大 泉 孝 彦	9 番 影 沢 政 俊
1 0 番 後 藤 孝 好	1 1 番 氏 家 理 香	1 2 番 菊 地 ひとみ
1 3 番 猪 倉 通 文	1 4 番 相 原 稔	1 5 番 片 桐 道 雄
1 6 番 山 田 和 義	1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 今 井 隆 志	3 番 斎 藤 幸 宏
4 番 渡 邊 慎 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎
7 番 鬼 海 和 幸	8 番 菖 蒲 修	9 番 渡 邊 正

事務局

事 務 局 長 猪 倉 秀 行	事 務 局 長 補 佐 芳 賀 豊 彦
総 務 主 査 菊 地 亮	農 地 主 査 高 橋 昭 光
農 地 係 主 事 土 田 修	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の用途変更の通知書について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第45号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第47号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第10回総会を開催します。よろしくお願ひします。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、4番の新宮委員、7番の芳賀委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、菊地主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(農地係主事) はい、議長。
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第45号から議第47号までの議案について、一括上程
します。

（1）議第45号 農地法第3条の規定による許可処分につ
いて

（2）議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請書の審議について

（3）議第47号 農用地利用集積計画書の審議について
以上、議第45号から議第47号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代
理者。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る10月18日に開催されました事前審査会の報告を行
ないます。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区
担当委員による調査報告に基づく審査と、現地調査として、
農地法第5条申請7件のうち転用面積が1,000㎡を超える4件
を審査しました。いずれも計画どおりであれば、周辺農地の
営農条件に支障が生じる恐れはなく、問題はないと判断しま
した。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされ
たところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いし

まして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時35分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時36分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」5ページをお開きください。順位55番。

(議案書順位55番朗読)

この件について、10月16日に芳賀委員、鈴木委員、斎藤推進委員、渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。場所は西根のローソンの北側の付近になります。譲受人は仕事をしながらではありますが、農業経営に一生懸命な方ですので申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長 ありがとうございます。続いて、柴橋地区、奥山委員お願いします。

奥山委員 はい、議長。6番、奥山です。同じく5ページ。順位56番です。

(議案書順位56番朗読)

この件について、10月16日に後藤委員、鬼海推進委員と現地を確認してまいりました。場所は譲渡人の自宅の付近になります。譲受人は柴橋在住で距離が遠いのですが、譲渡人の教え子ということで、信頼関係があるということで申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長 ありがとうございます。続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位55番と順位56番の案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので、採決いたします。

議第４５号「農地法第３条の規定による許可処分について」
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第４５号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議第４６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。３番、渡辺です。

議第４６号「農地法第５条の規定による許可処分について」
７ページをお開きください。順位２３番。

(議案書順位２３番朗読)

場所ですが日東ベストの従業員駐車場の付近になります。地図でもわかる通り、周りが住宅地となっておりなんら問題ないと見てきました。続きまして順位２４番。

(議案書順位２４番朗読)

こちらの農地は先月、先々月と申請のあった場所の間になります。申請通りであればなんら問題ないと見てきました。２３番、２４番ともに、菅井会長職務代理人、片桐委員、山田委員、氏家委員、小野推進委員と１０月１４日に現地確認してきました。地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位２５番。

(議案書順位 25 番朗読)

場所は、修ちゃんラーメンの下側になります。こちらの農地は事前審査会の時に出席委員、推進委員で現地確認してきました。なんら問題ないと見てきました。事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上になります。

木村議長 ありがとうございます。続きまして西根・三泉地区、土田委員お願いします。

土田委員 はい、議長。2番、土田です。
同じく7ページ、順位26番。

(議案書順位 26 番朗読)

場所については下河原集落センター付近の住宅街の一角にある樹園地になります。周りは住宅に囲まれており、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。現地は事前審査会の時に出席委員で確認しました。地区審査でも異議ありませんでした。続きまして順位27番。

(議案書順位 27 番朗読)

現地については、転用地の隣はすでに事業用地として使用されており、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。現地は事前審査会で確認してきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございます。続きまして柴橋地区、奥山委員

お願いします。

奥山委員

はい、議長。6番、奥山です。8ページ。順位28番です。

(議案書順位28番朗読)

現地確認は事前審査会の時に行っています。周りはほとんど住宅地になっており、駐車場になっても周りには影響はなく申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員、お願いします。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

同じく8ページ、順位29番です。

(議案書順位29番朗読)

10月16日に高松、醍醐の全委員で現地を確認してきました。令和4年5月に農振除外されており、倉庫やセレモニーホールを建築する予定とのこと。申請通りの計画であれば何ら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位23番は、宅地分譲3区画のための転用申請です。当該地は、都市計画区域の用途地域内にあり、第3種農地に該

当しますので、立地基準は満たします。

順位 2 4 番は、専用住宅建築のための転用申請です。8 月と 9 月に引き続き、同一の譲渡人が一筆の農地を 3 分割して分譲するもので、今回は 3 度目となります。当該地も、都市計画区域の用途地域内にあり、第 3 種農地に該当しますので、立地基準は満たします。

順位 2 5 番は、お寺駐車場のための転用申請です。既設 6 台分の駐車場に加えて今回、新たに 2 8 台分の駐車場を設ける計画です。当該地は、第 1 種農地と第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に該当します。転用目的は集落接続要件を満たすため、問題はないと考えます。

順位 2 6 番は、専用住宅建築のための転用申請です。当該地も、第 1 種農地と第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に該当します。転用目的は順位 2 5 番に同じく、集落接続要件を満たすため、問題はないと考えます。

順位 2 7 番は、事業所用駐車場のための転用申請です。事業所から数百メートル離れた既存駐車場が、業務拡大によって手狭になったため、新たに駐車場を拡張するものです。現在、除外手続きを進めている事業所敷地の拡張は、廃棄物処理設備が多くを占め、駐車場の不足を解消するものではないため、当該地の申請に至ったものです。当該地も、第 1 種農地と第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に該当します。転用目的は、土地選定理由書より代替性のないことが認められるため、問題はないと考えます。

順位 2 8 番は、民間立保育所の駐車場及び園庭のための転用申請です。当該地から数十メートル離れた場所に保育所があり、既存の駐車場、園庭はありますが、狭小であるため、

今回拡張する計画です。当該地は、10ha以上の一団の農地区域内にあるため、第1種農地に該当します。転用目的について、集落接続要件を満たし、かつ、土地選定理由書より代替性のないことが認められるため、問題はないと考えます。なお、集落接続要件適用に当たって、当該保育所は、保育所利用者の過半が、いわゆる既存集落内に居住していることから、立地基準の「既存集落に居住する者にとって日常生活上又は業務上必要な施設」に該当すると判断しております。

順位29番は、倉庫兼業務車両置場のための転用申請です。当該地は、第3種農地区域に近接しており、かつ、羽前高松駅から500m以内の区域に含まれるため、第2種農地と判断します。転用目的は、土地選定理由書より代替性のないことが認められるため、問題はないと考えます。

一般基準についても、順位23番から順位29番のいずれにおいても農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適事項はなく、問題はないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第46号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第47号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 はい、議長。3番、渡辺です。
議第47号「農用地利用集積計画書の審議について」
11ページをお願いします。

(議案書朗読)

集計表をご覧ください。寒河江地区2筆、田が0.23ヘクタールになります。南部地区3筆、樹園地が0.12ヘクタールになります。西根地区1筆、畑が0.05ヘクタールになります。認定農業者への集積ということで地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長 ありがとうございます。
続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員 はい、議長。6番、奥山です。同じく11ページ

(議案書朗読)

集計表をご覧ください。柴橋地区29筆、田が2.17ヘ

クタール、畑が1.51ヘクタール、樹園地が0.22ヘクタール、合計3.9ヘクタールになります。認定農業者への集積ということで地区審査会では異議ございませんでした。
以上でございます。

木村議長 ありがとうございます。
 続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。
 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
 以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

 （発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。
 議第47号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

 （全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第47号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

 以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時21分

令和4年10月25日

第10回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 4番委員.....新宮しのぶ.....

議事録署名委員 7番委員.....芳賀宏.....